

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定で最高位(3段階目)を取得

株式会社東海理化(本社：愛知県丹羽郡大口町 取締役社長：二之夕 裕美)は、この度女性の就業生活における活躍の推進に関する法律(通称：女性活躍推進法)に基づく「えるぼし(3段階目)」の認定を受けました。

「えるぼし」認定は、女性活躍推進に関する取り組みの行動計画の策定・届出を行った企業のうち、取り組みの実施状況が優良な企業が厚生労働大臣より認定を受けるものです。認定は5つの評価項目*で行われ、基準を満たした評価項目の数に応じて3段階で評価されます。当社は2017年に2段階目の認定を受け、この度、評価項目の全項目で基準を満たし最高位の3段階目の認定を受けました。

*評価項目：①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース



「えるぼし(3段階目)認定マーク」

当社は、誰もが自分の個性を最大限発揮できる会社を目指し、女性活躍に向けた取り組みを推進しています。仕事と育児の両立を支援する制度の拡充はもとより、産休前・復職前の手続きやキャリアの不安を取り除く面談セミナーの導入、近年では意識改革・活躍促進に向けたダイバーシティイベント、各種研修にも力を入れています。

今後も女性をはじめすべての社員の個性とチャレンジ精神を尊重し、互いに認め合う風土の中で、意識高く切磋琢磨しながら成長し活躍できる職場づくりと働く環境の確立を目指します。

以 上

<問い合わせ先>

総務部広報室 TEL：0587-95-5211